

規約

協会の組織と運営

— ブライダル耳つぼジュエリー協会規約 —

第1章 総則

(目的)

第1条

この規約は、ブライダル耳つぼジュエリー協会の組織及び事業について必要な事項を定め、もって当協会の円滑な運営を図ることを目的とする。関連法規を遵守し、優れた技術、豊富な知識と情報、確かな安全性を消費者に提供し、耳つぼジュエリー業界全体の発展と向上を目的とする。

(名称)

第2条

この協会は、ブライダル耳つぼジュエリー協会とする(以下、協会とする)。

(事務局)

第3条

協会の事務局は、耳つぼジュエリー総合サロンjemimi内に置く。

(事業)

第4条

協会は、会員相互の親睦と経験知識の交流を図るため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦と情報交換を図るため、協会HPでの会員サロン情報等の共有
2. 経営・技術等の向上を図るための希望会員による各セミナー受講および講座運営
3. 協会広報活動
4. 講座内容に対する疑問などへの解決サポート
5. 前各号に付帯する事業

第2章 会員

(会員資格)

第5条

協会の会員は、協会認定講師の開講する講座を修了した者で協会の規約に賛同した上で登録、ディプロマの発行を受けたもの。

第6条

当協会の会員は、他の耳つぼ及び耳つぼジュエリー団体（協会を含む）への並行加入を禁止とする。

（退会）

第7条

ディプロマを発行されたのち、あらかじめその旨の申し入れをしたうえで、脱会する。協会の解散。会員個人の死亡の際は会員資格は相続の対象とはならない。

（除籍）

第8条

協会の会員に不適合とみなされる講座運営や協会の発行するテキスト等の情報の流出、資格取得後5年以内の他協会設立等があった場合、協会の執行部の決定により除籍とする。明らかな証拠が提示されている場合は事前通告なしに除籍とする場合もある。除籍理由の開示については書面により除籍理由開示の申請を当協会宛に行うものとする。それ以外は除籍勧告ののち弁明の機会を与えなくてはならない。

（開講）

第9条

会員が協会規定の講座を開講する際は費用は会員の負担により前払いで協会に納める。実費については会員の負担とする。

（抛出金品の不返還）

第10条

すでに納入した経費、その他の抛出金品は、理由のいかんを問わず、返還しない。

第3章 役員

（執行部）

第11条

(1) 協会の執行部は次のとおりである。

1. 理事長1名
2. 副理事2人以上10人以内

3. 監事

(2) 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とし、置かない場合もある。

(選任)

第12条

(1)追加の理事及び監事はその定員の範囲内において、執行部の承認により選任される。

(2)代表理事及び副理事は、理事の互選とする。

(職務等)

第13条

(1)代表理事及び理事は、協会を代表し、その業務を遂行する。

(2)副理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ代表理事から指名を受けた副理事がその職務を代行する。副理事のなかであらかじめ優先順位をつけなければならない。しかし、置かない場合は、その非にあら

(3)理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、協会の業務を遂行する。

(4)監事は、共同して次に掲げる職務を行う。

理事の業務遂行や経営の状況を監督すること。

(任期)

第14条

(1)役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2)補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(3)役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(4)理事又は監事に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。

(解任)

第15条

役員が次の各号の一つに該当する場合には、代表理事によりこれを解任することができる。

第4章 会議

(種別)

第16条

協会の会議は、役員会および理事会、総会の3種とする。

(総会の構成)

第17条

総会は、会員のみで構成する。

(総会の権限)

第18条

総会は、以下の事項について議決する。

1. 規約の変更
2. 解散及び合併
3. 事業報告及び収支決算
4. 理事及び監事の選任又は解任、職務

(総会の開催)

第19条

(1)通常総会は、理事会の召集で開催する。

(2)臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
2. 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の召集)

第20条

(1)総会は、代表理事が招集する。

(2)代表理事は、招集権者による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(3)総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第21条

総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の客足数)

第22条

総会は、会員数の4分の1以上が出席しなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条

- (1)各総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- (2)総会の議事は、この規約に規定するもののほか、議長を除く、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第24条

- (1)各会員の表決権は平等なものとする。
- (2)やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- (3)前項の規定により表決した会員は、前(2)の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の構成)

第25条

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第26条

理事会は、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第27条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 代表理事が必要と認めたとき。
2. 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の召集)

第28条

- (1)理事会は、代表理事が招集する。
- (2)代表理事は、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

(3)理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議内容を記載した書面により、開催の少なくとも3日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第29条

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の決議事項)

第30条

(1)理事会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(2)理事会の議事は、代表理事を除く、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第31条

(1)各理事の表決権は、平等なるものとする。

(2)やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(3)前項の規定により表決した理事は、前条の規定については出席したものとみなす。

第5章 会計

(事業年度)

第32条

協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第33条

協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年事業年度毎に代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条

(1)代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(2)前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第35条

(1)協会の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終後、速やかに代表理事が作成する

(2)決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

第6章 規約の変更・解散および合併

(規約の変更)

第36条

(1)協会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(2)やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(解散)

第37条

(1)協会は、次に掲げる理由により解散する。

1. 総会の議決
2. 会員が5人未満となった場合。
3. 合併
4. 法律の改正

(2)協会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。但し法律改正による権限制限の要因による解散はこの限りではない。

(合併)

第38条

協会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第6章 雑則

(細則)

第39条

この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(施行)

第40条

この規約は平成30年5月1日より施行される。

以上同意のうえ、協会の登録をする。

制定 平成26年01月01日

改定 平成30年05月01日